

## 返 戻 金 規 定

### ■返戻金制度に関する事項

当社の紹介により採用決定者（求職者）が、入社日から起算して6ヶ月以内に、本人の自己都合による退職または本人の責めに帰すべき事由による解雇により雇用契約が終了した場合、当社は求人者に対し、受領済みの紹介手数料の一部を次の定めに従って返還するものとする。

- （１）入社日から1ヶ月未満の退職の場合：紹介手数料（消費税別）の80%
- （２）入社日から3ヶ月未満の退職の場合：紹介手数料（消費税別）の50%
- （３）入社日から6ヶ月未満の退職の場合：紹介手数料（消費税別）の10%
- （４）入社日から6ヶ月以上経過してからの退職の場合：返還しない

- ◆ 前項ただし書きにかかわらず、退職が専ら求人者の責めに帰すべき事由（労働関連法令違反、契約時の労働条件との著しい相違、ハラスメント等の問題など）に起因する場合は、当社は求人者に対して紹介手数料の返還義務を負わないものとする。
- ◆ 求人者は、退職の事由が発生したときは、直ちに当社に対し書面（または電子メール等）にて通知するものとする。
- ◆ 当社は、求人者からの返還請求に基づき、前項の通知を受領した時点から1ヶ月以内に、甲が指定する銀行口座へ返還金を振り込む方法により支払うものとする。なお、振込手数料は当社の負担とする。
- ◆ 派遣先で就業中の派遣労働者を紹介することにより発生した紹介手数料や紹介予定派遣により発生した紹介手数料については、この返戻金制度は適用しないものとする。
- ◆ 本規定の詳細は、個別の有料職業紹介契約書により別途定める場合がある。